

令和6年度京都府物価高騰対策・生活困窮者支援事業費補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等の影響により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(以下「生活困窮者」という。)が、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等の適切な支援機関に繋がるよう、生活困窮者に対して食料品等の生活必需品を提供する生活支援とともに、生活困窮者が生活を送る上での困りごとを聴く相談支援を行う事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの交付要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事項のいずれにも該当する社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利の団体とする。

- (1) 京都府内に主たる事務所を有すること。
- (2) 京都府内において生活困窮者に対し生活支援や相談支援等の活動を実施し、地域の生活困窮者の状況を把握していること。
- (3) 生活困窮者の生活上の課題に対し、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所、公共職業安定所等の適切な支援機関に繋ぐことができること。
- (4) 生活困窮者への生活支援や相談支援等の活動を継続して実施できること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 令和6年度きょうとこどもの城づくり事業(ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業)において補助又は委託を受けている団体
- (2) 営利を主たる目的とする団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体
- (4) 特定の公職者(候補者及び候補者になろうとする者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体
- (6) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に規定する暴力団員等を構成員とする団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費、補助金の額及び限度額は別表に定めるところとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、その限

りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 政治活動又は宗教活動に関連した事業

(2) 特定の公職者(候補者及び候補者になろうとする者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした事業

(3) 国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の対象となる事業。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第5条 補助対象者は、補助金の交付の決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、事業実施のためのやむを得ない事由により交付の決定前に事業を実施しようとする場合において、知事が別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りではない。

(変更の承認申請)

第6条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)の申請は、別記第2号様式によるものとする。

(事業の中止又は廃止等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、交付決定事業が交付申請時に予定していた期間内に完了する見込みがなくなった場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、交付決定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、交付決定事業の実施にあたり知事が必要と認めるときは、交付決定を受けた額の4分の3に相当する額を限度として補助金の概算払を受けることができるものとする。

2 補助事業者は、前項に定める概算払を受けようとするときは、知事が別に定める概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、交付決定事業の完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事が別に定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第12条 この交付要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月8日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象者による、生活困窮者に対する支援物資(食料品等の生活必需品に限る。)の提供及び生活困窮者が生活を送る上での困りごとを聴き、必要な支援に繋げる活動その他の支援を行う活動であって、知事が特に必要と認めるもの
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を除いた額 (1) 補助対象者の運営に係る経常的な経費 (2) 用地の取得費及び補償費 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、補助対象経費として不相当と認められる経費
補助金の額	補助対象経費の10分の10以内
限度額	100万円(令和6年12月1日から令和7年1月31日までの期間に限り補助対象事業を実施する場合は30万円) ただし、補助金の交付の申請をしようとする者が、主たる事務所以外に生活困窮者への支援を実施するための事務所(以下「支援拠点」という。)を京都市内に設置し、支援拠点ごとに補助対象事業を実施する場合は、支援拠点1箇所につき100万円(令和6年12月1日から令和7年1月31日までの期間に限り補助対象事業を実施する場合は30万円)を限度額とする。
備考	補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。